

省エネ設備投資促進補助金 Q&A

Q1	法人所在地が市外でも申請することができますか。
A1	事業所が市内にある場合は申請可能です。
Q2	一回の申請で、エアコンと LED 照明などの複数の設備の申請はできますか。
A2	上限額（30 万円）の範囲内であれば、複数の設備に係る申請が可能です。
Q3	トップランナー基準をみたす設備はどうやって確認できますか。
A3	製品カタログに緑色の省エネ性マークがついています。詳しくは 省エネ型製品情報サイト <外部リンク>で確認ができます。 業務用エアコンなど、一部トップランナー基準を満たす設備であっても、上記サイト内に掲載のない設備があります。その際は、 経済産業省資源エネルギー庁 HP <外部リンク>にて、各設備のトップランナー基準を満たしているか確認してください。
Q4	冷蔵庫、冷凍庫、ガス調理機器、ジャー炊飯器、電子レンジは、家庭用でも対象となりますか。
A4	上記の 5 つの設備については、申請者が食事の提供を行っている場合に限り、対象となります。その際、家庭用・業務用の種別は問いません。
Q5	更新事業の場合、消費エネルギー以外の指標で比較しても良いですか。
A5	その指標について、省エネ性能の比較に用いることが妥当であると認められる場合は可能です。申請前に御相談ください。
Q6	節水型トイレの新規導入や、従前トイレを節水型トイレに更新する場合は補助対象になりますか。
A6	日本産業規格（JIS 規格）の節水基準（洗浄水量が大便器 6、5L 以下、小便器 4L 以下）を満たすトイレであれば、新規導入、更新いずれの場合も補助対象になります。
Q7	エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、給湯器以外には、どのような設備が対象になりますか。
A7	新たに設備を導入する場合は、トップランナー制度の対象設備のうち、車両や情報機器等の汎用性の高い設備を除く設備（※）で、事業に使用するものが本補助制度の対象になります。 更新の場合は、トップランナー制度の対象設備ではない場合は、従前の設備から省エネ化が図られるものが対象です。飲食店の厨房で使用する製氷機、食器洗浄機や、製造現場の工作・塗装機械、換気扇などを対象にした事例もあります。詳しくはお問合せください。 ※【本補助制度の対象設備（車両や情報機器等の汎用性の高い設備を除く設備）】

省エネ設備投資促進補助金 Q&A

	業種を問わないもの		食事を提供する業種
トップランナー制度の対象設備	エアコン	電気便座	電気冷蔵庫
	照明器具	ヒートポンプ給湯器	電気冷凍庫
	ストーブ	交流電動機	ガス調理機器
	ガス温水機器	電球	ジャー炊飯器
	石油温水機器	ショーケース	電子レンジ
JIS規格	トイレ		

Q8	自宅兼事業所に設置している設備も補助対象になりますか。
A8	事業所として独立（他の居宅スペースとは混在していない）し、かつ、事業用としての使用に限った設備であることが確認できれば、補助対象となります。上記の旨を証明する書類（図面や写真等）を添付のうえ申請いただく必要がありますので、あらかじめ御了承ください。
Q9	中古品でも補助対象になりますか。
A9	トップランナー基準を満たす設備、または現状の設備より消費する電力等が下がっていれば、補助対象になります。
Q10	設備をリースで導入する場合も対象になりますか。
A10	リースで導入する設備は対象外です。
Q11	交付申請者と補助金の振込先は別でも良いですか。
A11	申請者と振込先名義は、一致している必要があります。